

(平成14年度第1号諮問事案)

横情審第3号

平成15年(2003年)9月17日

横須賀市長 沢田秀男様

横須賀市情報公開審査会

委員長 安達和志

公文書の部分公開決定に関する異議申立てについて(答申)

平成14年9月17日付け横都審第41号で諮問された「平成14年6月20日付第H14確更建築横須賀市40045号に係る計画変更建築確認申請図書一式」に係る公文書部分公開決定に関する異議申立てについて、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

横須賀市長(以下「実施機関」という。)が「平成14年6月20日付第H14確更建築横須賀市40045号に係る計画変更建築確認申請図書一式」について、平成14年8月21日付け横都審第33号により部分公開とした決定のうち、地盤調査報告書及び別表2に掲げる文書についてはその全部、日影図(自己敷地レベルによる日影図及び日影図)については近隣住宅の邸名を除いた部分を公開すべきである。また、別表3に例示する文書をはじめ、その他の文書のうち敷地ないし地盤の安全に関わる情報が記載されているものについては、改めて精査をしたうえで、非公開が相当である部分を除いてできる限り公開すべきである。

2 本件の異議申立ての対象とされた公文書

「平成14年6月20日付第H14確更建築横須賀市40045号に係る計画変更建築確認申請図書一式」のうち非公開又は部分公開となった文書(別表1の表2及び表3、以下「本件文書」という。)

3 異議申立ての趣旨

異議申立人は、実施機関が平成14年8月21日付けで行った決定のうち、情報公開

条例（平成13年横須賀市条例第4号。以下「条例」という。）7条2号ア及び6号の規定に基づき非公開とした部分の決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

4 異議申立ての経緯

(1) 平成14年6月24日、異議申立人（以下「申立人」という。）は、「平成14年6月20日付第H14確更建築横須賀市40045号に係る計画変更建築確認申請図書一式」について、条例10条1項の規定に基づき実施機関に対し、公文書公開請求を行った。

(2) 同年7月5日、実施機関は、公開請求の対象となった文書のうち、まず自らが作成した「計画変更確認申請書（第H14確更建築横須賀市40045号）に係る附属書類（審査過程書類）」について公開決定をした（横都審第25号）。その他の第三者が作成した文書については、申立人あて「公文書公開諾否決定期間延長通知書」を送付すると同時に、同年8月2日、本件処分の第三者たるマンション事業者及び設計者に対して、条例13条1項の規定に基づき意見照会を行った。結果、同年8月8日と9日に事業者及び設計者から提出された公開に反対する「意見書」の内容は、次のとおりであった。

- ・ 横浜地方裁判所横須賀支部において仮処分命令申立事件が継続中、横浜地方裁判所において裁判継続中のため。
- ・ 公開することにより不利益が生じたり、悪用されるおそれがあるため。
- ・ 著作権に抵触するため。設計者に著作権があり、法的に公開の義務を有するものを除いて一切公開する意思はない。

(3) 同年8月21日、実施機関は本件について部分公開決定を行い（横都審第33号）条例7条2号ア及び同条6号に該当するとして、それぞれ公開しないこととした部分及びその理由を記して、申立人あて通知した。その理由は次のとおりであった。

ア 本件文書に記載した情報は、設計者が専門的知識に基づき作成したもので、限定された敷地に建築延べ面積や間取り等を確保する工夫、各種仕様や付帯設備等設計上及び技術上の情報が記録されており、公開することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

イ また、本件文書に記載した情報は、設計者が作成した著作物に該当し、公開に反対する意見が出されているため、著作権法の公表権を侵害することが否定できないことから当該設計者の不利益になるおそれがあるため。

- (4) 同年9月4日、申立人は、上記決定に不服があるとして、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）6条に基づき、実施機関へ異議申立書を提出した。

5 両者の主張

(1) 申立人の主張

申立人が、「異議申立書」、平成14年10月30日提出の「諾否決定理由説明書に対する意見書」及び平成15年2月18日の当審査会に対する「口頭意見陳述」において主張した主たる異議申立ての理由は、次のように要約することができる。

ア 条例7条2号アの該当性（第三者の不利益）について

処分庁は、第三者に意見照会したところ、工事禁止仮処分申立てについて継続中であり公開すると不利益が生じるおそれがある、との公開に反対する意見書が出されたと述べているが、仮処分の手続は9月26日に終了している。また、これらの文書は、基本的に建築物の安全性の審査のための書類であるから、公益性が高く、本来秘密性を有するものではない。第三者の不利益は全く具体性のないものである。

イ 条例7条2号アの該当性（法人ノウハウ）について

設計図面等は、何らノウハウ性を有するものではない。これは、すでに事業者が住民に示している各文書からも明らかである。限定された敷地に建築延べ面積や間取り等を確保する工夫等も、何らノウハウ性を有するものではない。

申請添付図面等は、一定の一般基準に適合するかどうかの、審査対象図面であるから、そもそも秘密性はなく、また提出された時点で、そのような利益は放棄されていると考えられる。

特に、面積等算定図、断面図、各伏図、構造詳細図、構造計算書、地盤調査報告書については、条例7条2号アの該当性を具体的に検討してもらいたい。

は建物の外形を建築基準法にあてはめ、地下階を判定するための、法令に基づいた一般的な検討資料である。は単なる断面図にしかすぎない。

は、建築物の法令適合性、特に安全性の審査のための書類であり、一般的な構造図面と、それを構造計算式によって検討した、客観的な計算の結果なのであって、ノウハウ性や秘密性を有するものではなく、それが公開されることによる利益は存在しないか法的に保護に値しないものである。も、建物地盤の安全性の審査のための書類であり、本来全く秘密性を有するものでもなく、それ

が公開されることによる不利益は存在しないか法的に保護に値しないものである。

また、 は、基本的に建築物の安全性の審査書類であり、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために、公開することが特に必要と認められる情報」に該当する。

ウ 著作物性について

申請添付図面等は、あくまで法令適合性のための一般的検討文書にしかすぎず著作物性はない。著作物であるから公開できないというのは論理の飛躍である。これらは、設計者が建築確認申請に添付したことによって既に対外的に公表したものと見える。

著作権法18条3項は、みなし規定であり、別段の意思表示があった場合に公開することを禁止するというものではない。これを自動的に非公開とするのは法の趣旨から間違った解釈である。

エ 地盤崩壊の危険性について

本件で争点になっているのは地盤崩壊の危険性であり、土地の掘削などをするにあたって斜面の安全性が図られているかどうかの問題なのである。地質学者の意見書によれば、地層のやわらかい部分が線路側に流れる可能性がある。

(2) 実施機関の説明要旨

実施機関は、平成14年10月11日提出の「諾否決定理由説明書」、平成15年1月21日の当審査会に対する「口頭説明」において、次のように説明した。

ア 条例7条2号アに該当（法人情報）

本件申請書は、建築主より依頼を受けた設計者が、当初の建築計画を変更して改めて建築確認済証を取得するために作成し、横須賀市建築主事へ提出されたものであるが、当該設計者は、建築計画概要書以外は公開されることを想定して作成したものではない。しかも、本件文書には建築確認申請書の内容の変更に伴って設計者が任意で添付した図書が多く含まれている。

(ア) 実施機関は、条例13条1項の規定に基づき、事業者及び設計者に対して第三者照会をしたところ、

横浜地方裁判所横須賀支部において確認申請書に係わる工事禁止仮処分申立について継続中であり公開に反対する。

確認申請図書の設計図書一式は設計者に著作権があり、ノウハウを有す

る著作物のため公開に反対する。

との意見書が提出された。

意見照会した公文書は説明会等で配布されておらず、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの及び設計者に著作権があり、ノウハウを有する著作物で未だ公表されていないものを公開することは、公開に反対している著作者の公表権を侵害するおそれのあるものに該当すると認めた。

なお、工事禁止仮処分申立については、平成14年9月26日に「却下」の決定がなされているが、さらに東京高裁へ抗告がなされ係争継続中である。

(イ) 非公開とした文書は、建築士法により設計資格(一級建築士)を必要とする図書であり、建築設計に関する高度の専門的な知識と技術を駆使して独自の作品として作成されたもので、限定された敷地に建築主に十分納得される建築延べ面積や間取り等を確保する工夫、各住戸の規模や価格等に照らし付加価値となる各仕様や付帯設備等の選択等、営業上、設計上及び技術上の情報が記録されている文書であり、それらの利用によって得られる利益は設計者、またその設計者に依頼した建築主に専属するものであるため、公開することは明らかに不利益を与えると認められることから条例第7条第2号アに該当する。

イ 条例7条6号に該当(法令秘)

本件文書は、設計者が建築計画上高度な専門的知識と技術を駆使し独自の作品として創作したノウハウを有する著作物であり、著作者が公開に反対しているため、公開すると著作権法に規定されている著作者の公表権を侵害するおそれがあると認められることから、条例7条6号に該当する。

本件文書は、計画変更前の「第H13確認建築横須賀市00860号」(以下「当初の確認申請」という。)の対象文書と性格上似ているものであるが内容は同一のものではない。また、地元説明会等は開催されていないため、公知情報は含まれていない。

ウ 条例7条2号本文括弧書きの該当性について

条例7条2号本文括弧書きについては、現に発生しているか、又は将来発生することが確実である人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要な場合に限って適用されるものであると考えられるが、建築基準

法の規定による建築確認申請書の確認済証の交付を受けたことで人の生命等に対する危険や損害が発生することはなく、条例7条2号本文括弧書きに該当しないと認められる。

6 審査会の判断

審査会は、条例に基づき異議申立ての対象となった本件文書について、申立人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、事業者が当初の確認申請により確認済証の交付を受けた建築計画を変更するために、平成14年2月15日に横須賀市建築主事に提出し、同建築主事が平成14年6月20日に「第H14確更建築横須賀市40045号」で確認済証の交付をした確認申請書添付図書のうち、部分公開又は非公開とした図書である。

本件申請書は、京浜急行電鉄の線路に隣接する傾斜地を利用して建設を計画したいわゆる「地下室マンション」について、これの建築確認の変更確認を得るために実施機関に提出されたものである。

建築主は、建築物を建築しようとする場合、建築基準法6条により、「当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない」とされており、この場合、建築基準関係規定とは、「建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるもの」をいう。

本件文書を分類すると、以下のとおりとなる。

ア 意匠設計図関係について

意匠設計図は、建築延べ面積や各住戸の間取り等に係る設計図書である。

イ 設備設計図関係について

設備設計図は、本件予定建築物においては一部の図面を除き、建築基準法上の添付義務はないが、同法及び消防法の審査を受けるため、また各設備工事の際に建築工事との連携が必要なため、一般的に設計図書として添付されるものである。

ウ 構造設計図関係について

建築物の基礎、床、柱、梁等の躯体部分に係る設計図書を構造設計図として分類している。建築基準法は、建築物の自重、積載荷重や地震その他の衝撃に

対して安全な構造とするよう規定されているが、設計者はこれに基づき構造計算を行い、その結果をもとに構造計画の考え方や数値を図面化したものが構造設計図となる。

エ 地盤調査報告書について

地盤調査報告書は、建物基礎の設計の基となる土質の性質、地盤強度の調査資料である。

(2) 建築確認図書の著作物性について

本文書が著作権法の保護の対象となる著作物に当たるものかどうかを検討する。

まず、著作権法にいう「著作物」とは、同法2条1項1号の規定により、「思想または感情を創作的に表現したものであって、文学、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」と定義される。この条文中、「創作的に表現」とは、思想又は感情の表現に創作性がなければならないが、創作性とは、著作者の独自性に基づくものであればよく、独自性における質の高低まで問うものではない。また、「文学、学術、美術又は音楽の範囲」については、包括的に大枠の中に入れてよいとされている。

次に、建築確認図書の著作物性について検討する。神奈川県公文書公開条例事件に関する東京高裁平成3年5月31日判決によれば、「本件各図面（各階平面図、立面図及び断面図）は、専門的知識と技能を有する設計者が、その知識、技能、経験を駆使して作成したものであり、設計者は、ノウハウないし創意工夫があると考えていることが認められる」とし、また各図面についての認定事実によれば、「本件各図面は、著作権の目的として保護される著作物といわなければならない」としている。加えて、「著作権法2条1項1号、10条1項6号、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約2条(1)によれば、設計図書は、学術的な性質を有する図面として、著作物の目的となると解するのを相当とする」との判断を示している。

したがって、著作権法等の規定及び上記の判決からすれば、建築確認図書の全てが著作物といえるかどうかはともかく、なお、一部についての著作物性は否定できず、少なくとも各階平面図、立面図、断面図等の図面は著作物であるということがいえる。

実施機関は、本件処分の理由に条例7条6号（法令秘に関する情報）及び同条

2号ア(法人等に関する情報)をあげているので、以下この点について検討する。

(3) 条例7条6号の該当性について

ア 法令秘に関する情報について

条例7条6号は、「法令等の定めるところにより、公開することができないとされている情報」と規定する。この規定により非公開とされる情報は、法令等の定めるところにより、明らかに公開することができない情報であり、「法令等」とは、法律、政令、府省令等及び条例(他の地方公共団体の条例を含む。)をいい、原則として市の規則や規程は含まないものである。

イ 著作権法の関係規定の趣旨について

本件において問題となる著作権法18条の公表権に関する規定は、まず1項において、著作者は、その著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、または提示する権利を有するとしている。

次に3項3号においては、著作物でまだ公表されていないものが、情報公開条例に基づき公開請求された場合、実施機関が非公開理由に該当しないと判断して、公衆に提供、提示しようとする場合には、著作者は公開決定するまでに別段の意思表示をしなければ、その公開(公表)に同意したものとみなされるとしている。したがって、許認可の申請等において著作物が添付されている場合、著作者は非公開の意思表示をしない限り、情報公開条例に基づく公開については同意したことになる。本件においては、本件文書の提供者に対し条例13条1項に基づく意見聴取がなされており、当該第三者から公開に反対する意が表されている。

さらに、4項3号においては、公表権の規定の不適用について定めており、著作物が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公開することが必要と認められる情報(本市の条例では7条1号工及び2号本文括弧書き)に当たるときは、例外的に公表権の規定は適用されない。したがって、著作物を公表するか否かは、著作権法ではなく、情報公開条例の解釈に左右されることとなる。この場合において、著作者(第三者)の情報が公開されることは例外的な取扱いをすることとなることから、第三者の権利を保護するため、条例13条2項及び3項(第三者に対する必要的意見聴取等)を適用したうえで、当該著作物を公開することができる。

ウ 条例7条6号該当性の有無について

条例7条6号の適用が認められる場合は、法令等がその規定自体により一義的に公開することができないとされている場合に限り解すべきである。

したがって、公開・非公開の決定に際して、著作者の同意を得るという行為や別段の判断が介在する余地がある場合についてまで、ただちに法令秘に関する情報に該当すると断ずることは妥当でない。

よって、本件文書の一部に著作物性が認められるとしても、著作者の公表権を理由としてただちに法令秘に関する情報とすることはできず、条例7条6号の非公開事由には該当しないと判断する。

(4) 条例7条2号アの該当性について

条例7条2号アは、「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」のある情報については、非公開とする情報である旨を規定している。

当該規定は、法人等の自由な事業活動を尊重し、その競争上の地位その他正当な利益を保護するために、当該法人等に不利益を与えることが明らかに認められる情報については、人の生命・健康・財産等を保護するために必要な情報であつて、法人等の利益に優越する法益が認められる場合を除き、非公開としている。

公開によって当該法人等の正当な利益を侵害したときは、事後の救済には限界があるので、「正当な利益を害するおそれのあるもの」の該当性については慎重に判断しなければならない。

そこで、本件文書が条例7条2号アに該当する文書であるかについて検討する。
ア 工事禁止仮処分申立との関係について

本件文書の場合、第三者から「横浜地方裁判所横須賀支部において確認申請書に係わる工事禁止仮処分申立について継続中であり公開に反対する」との意見書が出されており、このことに関し、公開によって当該第三者に不利益を与えることになるかどうかの問題になる。また、当該申立が却下され、建築等禁止仮処分命令申立の抗告が新たに東京高等裁判所に提起されている状況においては、本件文書が重要な証拠となりうる可能性も考慮すべきである。

条例の中で、争訟中であることを理由に非公開とする規定をみると、7条4号イによれば、実施機関が争訟中の立場にある場合には情報を公開することによって当事者たる地位に不当に支障を及ぼすおそれのあるときは、当該情報は非公開となる。この場合、非公開の理由としては、単に争訟中であることのみ

をもって理由とするのでは足りず、当該情報を公開することによって、争訟の当事者たる地位等に不当に支障を及ぼし、その正当な利益を害するおそれがある場合でなければならないと解する。

そこで、本件についても同様の趣旨から、争訟中の立場にあるというだけではなく、本件文書の公開が当該法人の利益をどのように侵害するものといえるかが問題になるが、本件ではその不利益性の立証がなお十分ではない。

したがって、工事禁止仮処分申立がなされているというだけで、条例7条2号アに該当すると認めることはできない。

イ 建築確認申請図書のノウハウ性について

本件建築物の設計は、1級建築士の資格を有する者による設計でなければならない。建築士に求められることは、敷地内の諸条件を勘案し、建築基準法の規定の範囲内で、顧客ニーズに応え間取りや外観等について経済性及び居住の安全性を考慮した工夫を追求することにあると考えられる。また、建物の安全性を確保するための構造設計では、応答解析の結果が反映されることとなるが、その手法は建築士の経験、技量によるところがあると認められる。

この点、申立人は、本件文書について何らノウハウ性を有するものではないと主張するが、建築士が作成する設計図面等は、質の高低はともかく創意工夫等に基づくものであり、また、その一部についての著作物性は前述のとおり著作権法等の規定及び先の判決により認められるところである。本件文書が具体的にどの程度の独自性を有しているかは必ずしも明らかでないが、全体としてノウハウ性又は創意工夫及び著作物性がそれなりにあると認められ、公開することにより当該法人等の正当な利益を害するおそれのあるものとして、条例7条2号アに該当すると一応判断することができる。

もっとも、事業者から実質的に公表されていると認められる文書については、著作権法上の公表権の問題はなく、ノウハウとして保護すべき正当な利益もないから条例7条2号アには該当しないと考えられるので、これらについて検討することとする。

まず、「地盤調査報告書」については、実施機関の説明によれば、内容的には当初の確認申請に添付された「地質調査書」と基本的に同じ文書であるところ（ただし、地盤の風化についての調査が加わっている）申立人はすでに事業者から「地質調査書」を提供され、保有している。さらに、申立人は裁判の

関係で「地盤調査報告書」も入手しているということであるから、これを公開したとしても法人等の正当な利益を侵害するものではないといえる。

次に、別表2に掲げる図書は、当初の確認申請に添付された同名の図書に建築計画の変更に伴う修正を加えたものであるが、実施機関は、変更前の図書については、事業者が近隣住民に対して行った説明会で配布したものと同一情報が記録されている文書として、条例に基づく請求に対し全部公開している。この点、実施機関は、建築計画変更後の当該図書は変更前のものと内容が同一でなく、また変更後には事業者は近隣住民に対する説明会の開催や文書の配布を行っていないから、当該図書自体は未だ公表されているとはいえないと主張する。しかし、当初の確認申請に際して、事業者が地元説明会において文書配付した情報については、その情報の内容及び性格に照らして、事業者自ら公表に支障がないと判断したものと考えることができる。加えて、本市の「開発行為等指導要綱」(平成7年6月1日施行)8条では、開発行為及び中高層建築物の建築について事業者が周辺住民への周知等をなすべきことを定めている。その趣旨に照らせば、たとえ本件において地元説明会が開催されていないとしても、変更前の説明会で事業者が近隣住民に提供した情報と内容上及び性格上実質的に同等と判断しうるものに関しては、特段の事情のないかぎり、これを公表しても事業者の正当な利益を害することにはならないと解される。別表2に掲げる図書は、当初の確認申請に添付され、全部公開とされている同名の文書と、内容及び性格において実質的に同等と判断されるものであって、これを非公開とすべき特段の事情が認められない以上、これを公開したとしても法人等の正当な利益を害するおそれはないと考える。

さらに、別表1の表3に掲げる文書のうち日影図(自己敷地レベルによる日影図及び日影図)についても、当初の確認申請に添付された同名の図面が条例に基づく請求に対し部分公開されている(近隣住宅の邸名が記入された部分は個人情報にあたるとして非公開とされた)。その決定理由として、実施機関は、作成方法が画一化されており、画一的な基準により作成された文書であるため条例7条2号アに該当しないことをあげていた。したがって、本件における当該図面に関しても、同様の理由から、近隣住宅の邸名が記入された部分を除いて公開することが相当である。

(5) 条例7条2号本文括弧書きの該当性について

申立人は、本件建築計画は周辺住民の生命、身体、健康又は財産に重大な影響を及ぼすものであり、これらを保護するために、本件文書は公開することが必要であると認められる情報であると主張しているため、この点について検討する。

条例7条2号本文括弧書きは、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要と認められる情報」については、法人等に関する情報で保護されるべき情報から例外的に除外する旨を規定している。そこで、例外的に公開の対象となしうる情報か否かの判断は、結局のところ、法人等の保護すべき利益の程度と人の生命、身体、健康、生活又は財産に対する危険の程度との比較衡量の問題になるものと考えられる。したがって、人の生命、身体、健康、生活又は財産が現実に侵害されるような事態が発生したか、又はその発生が予想されるようなときはもとより、そのような懸念をもつことに相当の理由があると認められるときについても、法人等の保護すべき利益の程度によっては、公開すべき情報になる場合があると解される。

申立人は、本件予定建築物周辺における崩落現象に注目し、地盤の安全性の観点から、専門家に所見を依頼し、それを根拠に地盤の安全性に疑念を抱く主張をしている。当該地盤が安全であるか危険であるかについては、詳細な調査により専門家が判断すべき問題であって、当審査会がこれを確定的に判断することは困難であり、その目的とするところでもない。しかし、申立人の提出資料によれば、平成4年5月に発生した京浜急行追浜駅と京急田浦駅間のがけ崩れにより線路が埋まった事故、近隣の住宅における擁壁ブロックのひび割れ等異常の発生、平成14年7月に発生した京浜急行金沢八景駅と追浜駅間の線路際の擁壁崩落事故が報告されている。よって、申立人の主張には、一般的にそれなりの理由があるものと考えられ、その危険性については、地域住民が現に抱いている不安感ないし危険への認識という観点、マンション購入者ないし購入希望者にとって安全な物件であるという観点、京浜急行利用者の安全を確保するという観点から、総合的に斟酌する必要がある。

まず、実施機関の主張では、建築基準法の規定に適合していることをもってその安全性が担保されるとの判断を示している。実施機関によれば、建築物の構造上の安全性は、建築物を設置する地盤を含めて建築基準法20条で定められており、同条1号による「建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基

準に適合すること」との規定に本件予定建築物は適合している、ということである。また、敷地の安全性については、本件予定建築物の基礎下端は、がけ下端からの角度が60度以内の深さに位置していることから、建築基準条例5条1項2号（建築物の基礎ががけ又は既設の擁壁に影響を及ぼさないとき）に該当しており、たとえ、がけ崩れ等が発生したとしても、建築物が被害を受けるおそれがなく、建築基準法19条4項（敷地の安全）の規定に適合している、ということである。

一方、申立人の主張では、本件建築計画の安全性を建築基準法の規定に適合していることのみをもって担保することはできない、としている。申立人は、本件マンション建設予定地の地盤のせい弱性だけでなく、当該予定地に隣接する擁壁の危険性をも主張しており、その具体的な敷地・地盤の範囲をみると、京浜急行の所有地である擁壁や近隣のがけまでが含まれている。これらは建築基準法が規制する範囲を超える部分であり、申立人はここに不安感ないし危険への認識を持っている。

建築確認は主に建物自体の法令適合性を問題としているものであり、必ずしも建築確認によって地盤の安全性が保証されることになるわけではない。このような状況に鑑みれば、現実に危険な現象が発生するかはともかくとして、申立人が、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護について懸念を持つことに相当の理由があると認められる。

本件文書は、建築確認を得るための申請図書であり、前述のとおり全体としてはノウハウ性又は創意工夫がそれなりにあるものと認められるが、具体的にどの図書にどの程度において保護すべき独自の利益があるかは明らかでない。この点で、少なくとも本件文書のうち、本件マンション建設予定地の敷地・地盤の安全性に関わる図書及び予定建築物の敷地と京浜急行電鉄の擁壁等との関係が分かる図書については、条例7条2号本文括弧書きに該当するものとして、例外的に公開すべきである。

ここで対象となる文書は、すでに全部公開を相当とした地盤調査報告書のほか、別表3の意匠設計図の項に例示的に掲げるような図書が相当すると考えられる。

また、建築物そのものの安全性に関わる基礎的な文書としては構造設計図の各図面が該当するが、このうち、構造設計図の中心的な意義を有する「構造計算書」については、本件文書の全体に関わる情報が多く含まれているものと認められ、当該法人等の利益として十分な保護に値するものと考えられる。したがって、本

件における安全性への懸念を総合的に斟酌したとしても、条例7条2号本文括弧書きに該当するものとして公開すべき合理的な理由は認められない。このことからすれば、構造設計図関係図面のうち公開することができると考えられるものを例示すれば、別表3の構造設計図の項に掲げるような文書がある。

かくして実施機関においては、上記の趣旨をふまえて、地盤調査報告書及び別表2に掲げる文書についてはその全部、日影図（自己敷地レベルによる日影図及び日影図）については近隣住宅の邸名を除いた部分を公開すべきである。また、別表3に例示する文書をはじめ、その他の文書のうち敷地ないし地盤の安全に関わる情報が記載されているものについては、改めて精査をしたうえで、非公開が相当である部分を除いてできる限り公開するようにするのが相当である。

以上、審査会の結論に記載のとおり答申する。

横 須 賀 市 情 報 公 開 審 査 会

委員長	安 達 和 志
委 員	原 田 一 明
委 員	木 村 キ ヌ 子
委 員	千 賀 重 義

（遠藤正敏委員は、横須賀市情報公開審査会審議要領12条に基づく回避の申出により本件審議から除斥されている。）

審査会の経過

年 月 日	処 理 等 の 内 容
平成14年9月4日	・異議申立ての提起
平成14年9月17日	・市長からの諮問（横都審第41号）
〃	・実施機関に対する「諾否決定理由説明書」の提出依頼
平成14年10月11日	・実施機関から「諾否決定理由説明書」の受理
平成14年10月30日	・異議申立人から「諾否決定理由説明書に対する意見書」の受理
平成14年11月26日	・審議
平成14年12月17日	・審議
平成15年1月21日	・実施機関の口頭説明 ・審議
平成15年2月18日	・異議申立人の口頭意見陳述 ・審議
平成15年7月25日	・審議
平成15年8月27日	・審議

本 件 申 請 書 の 文 書 一 覧

(本 件 に お け る 審 査 対 象 外 の 文 書)

表 1 公 開 文 書

図書の種類	公開文書の概要
建築計画概要書と同様な情報が記録されている文書	計画変更確認申請書（建築物）第一面～第五面（正本） 案内図・敷地求積図
法人に正当な利益を害するおそれがない文書	委任状、開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書、

(本 件 に お け る 審 査 対 象 文 書)

表 2 部 分 公 開 の 文 書 （ 条 例 第 7 条 第 2 号 ア 及 び 条 例 第 7 条 第 6 号 ）

図書の種類	主な明示事項	部分公開文書の概要
意匠設計図 配置図・1階平面図	方位、敷地境界線、建物の位置、擁壁、土地の高低、道路の位置及び幅員並びに1階の住戸の間取り、各室の用途及び大きさ等を明示した図書	配置図・1階平面図のうち、1階平面図に係る次の部分は非公開 1階の間取りが記載されている1階平面図 1階の間取りのうちタイプ別部分平面図(2箇所) 1階部分の採光・換気の凡例及び計算値 建物階段の階高、段数、踏面、蹴上の数値及び戸境壁の構造、防火戸の構造及び防火区画方法 1階建物内の歩行(避難経路)距離の数値(2箇所) 建築物の避難器具の位置と開口寸法

表3 非公開の文書（条例第7条第2号ア及び条例第7条第6号）

図書の種類		主な明示事項	非公開文書の概要
意匠設計図	面積等算定図	建物面積、住戸面積、平均地盤、階の算定計算を明示した図書	概要書・面積表、階別求積図1、階別求積図2、タイプ別求積図1、タイプ別求積図2、タイプ別求積図3、タイプ別求積図4、タイプ別求積図5、建物全体法GL算定表、法GL算定図、地下判定算定図、地下判定算定図（階高）
	室内仕上表	各室の仕上げ材料の種別及び厚さを明示した図書	仕上表（1）、仕上表（2）
	平面図	住戸の間取り、各室の用途及び大きさ等を明示した図書	B3階平面図、B2平面図、B1階平面図、2階平面図、3～6階平面図、7階平面図、屋根伏図、
	立面図	外壁の位置及び開口部の位置等を明示した図書	東側立面図、西側立面図、南、北側立面図、
	断面図	床の高さ、各階の天井の高さ及び建築物の高さ	断面図1、断面図2、矩計図、
	建具図	建具の位置、形状及び仕様を明示した図書	B1階、B2、B3階キープラン、1階、2階キープラン、3～6階、7階キープラン、建具表1、建具表2、建具表3
	日影図	日影の形状及び等時間日影線を明示した図書	自己敷地レベルによる日影図、日影図
設備設計	給排水衛生設備図	給水管、給湯管、ガス管、排水管、汚水等の位置及び仕様等を明示した図書	衛生設備配置図、衛生設備B3階平面図、衛生設備B2階平面図、衛生設備B1階平面図、衛生設備1階平面図、衛生設備2階平面図、衛生設備3～6階平面図、衛生設備7階平面図、衛生設備R階平面図
	換気設備図	給気口、換気口、換気扇等の位置、仕様及びダクト位置を明示した図書	換気設備B3階平面図、換気設備B2階平面図、換気設備B1階平面図、換気設備1階平面図、換気設備2階平面図、換気設備3～6階平面図、換気設備7階平面図、

図	消火設備図	消防用水、消火ポンプ、屋内消火栓、屋外採水口及び送水管等の位置仕様等を明示した図書	消火設備 B 3 階平面図、消火設備 B 2 階平面図、消火設備地下 1 階平面図、消火設備 1 階平面図、消火設備 2 階平面図、消火設備 3 ~ 6 階平面図、消火設備 7 階平面図、消火設備 R 階平面図、泡消火設備 B 2・B 1 階平面図、受水槽室詳細図、
	照明設備図	各種照明器具の位置及び仕様を明示した図書	B 3・B 2 階電灯コンセント設備配線図、B 1 階電灯コンセント設備配線図、1 階電灯コンセント設備配線図、
	自動火災報知設備図	火災報知器の位置、仕様及び配線位置を明示した図書	自動火災報知設備系統図、B 2・B 3 階自動火災報知設備配線図、B 1 階自動火災報知設備配線図、1 階自動火災報知設備配線図、2 階自動火災報知設備配線図、3 ~ 6 階自動火災報知設備配線図、7 階自動火災報知設備配線図、
	避雷設備図	避雷針の位置、仕様及び電撃を保護する範囲を明示した図書	R 階避雷針設備平面図、東側避雷針設備立面図、北側避雷針設備立面図
構造設計図	各伏図	建築物の基礎、柱、梁及び壁の位置、種別を明示した図書	基礎伏図、B 2 階柱壁 B 1 階梁床伏図・B 3 階柱壁 B 2 階梁床伏図、1 階柱壁 2 階梁床伏図・B 1 階柱壁 1 階梁床伏図、3 ~ 5 階柱壁 4 ~ 6 階梁床伏図・2 階柱壁 3 階梁床伏図、7 階柱壁 R 階梁床伏図・6 階柱壁 7 階梁床伏図
	構造詳細図	構造耐力上主要な部分の材料の種別、形状及び寸法を明示した図書	構造特記仕様書、鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)、鉄筋コンクリート構造配筋標準図(2)、地中梁断面、柱リスト 1、柱リスト 2、柱リスト 3、柱リスト 4、柱リスト 5、地中梁リスト、大梁リスト 1、大梁リスト 2、大梁リスト 3、大梁リスト 4、大梁リスト 5、軸組図(1)、軸組図(2)、軸組図(3)、軸組図(4)、小梁リスト、雑リスト、鉄筋架構詳細図(1)、鉄筋架構詳細図(2)
	構造計算書	構造設計図の基となる構造設計の資料及び構造強度を計算した計算書	構造計算書
	地盤調査報告書	建物基礎の設計の基となる土質の性質、地盤強度の調査資料	地盤調査報告書、地質調査報告書(すべり計算による斜面安定解析)

図書の種類		主な明示事項	文 書 名
意 匠 設 計 図	面積等算定 図	建物面積、住戸面積、 平均地盤、階の算定計 算を明示した図書	概要書・面積表
	平 面 図	住戸の間取り、各室の 用途及び大きさ等を明 示した図書	屋根伏図
	立 面 図	外壁の位置及び開口部 の位置等を明示した図 書	東側立面図 西側立面図 南・北側立面図
	断 面 図	床の高さ、各階の天井 の高さ及び建築物の高 さ	断面図 1

別表 3

図書の種類		主な明示事項	文 書 名
意匠設計図	断面図	床の高さ、各階の天井の高さ及び建築物の高さ	断面図 2 矩計図
構造設計図	構造詳細図	構造耐力上主要な部分の材料の種別、形状及び寸法を明示した図書	構造特記仕様書 鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1) 鉄筋コンクリート構造配筋標準図(2)